

(注1) 建物には、前期以前に発生した繰越償却超過額が275,000円ある。

(注2) 機械装置には、前期以前に発生した繰越償却不足額が54,400円ある。

(注3) 備品は平成27年10月11日に取得したものであり、同日から事業の用に供している。

(12) 交際費等に関する事項

① 当期において損金経理により計上した接待交際費勘定の内訳は次のとおりである。

(イ) 得意先の役員の慶弔・禍福に際して支出した金額	1,400,000円
(ロ) 得意先・仕入先等に対する、中元・歳暮の贈答に要した費用	3,313,000円
(ハ) 得意先・仕入先等を飲食店で接待した費用	3,607,000円
(ニ) 得意先等に対して配布した当社名入りのカレンダーの作成費	456,000円

② 前期において仮払金処理をした得意先の役員を旅行に招待した費用が230,000円あり、これを当期に償却している。なお、この仮払金処理をした取引については前期に適正な申告調整がなされている。

(13) アーケード負担金に関する事項

平成27年12月10日に商店街のアーケード設置のための負担金600,000円を支出し、その全額を諸会費として損金経理した。

この負担金は繰延資産に該当し、その支出の及ぶ期間は5年である。

(14) 受取配当等の益金不算入額	310,000円
(15) 法人税額から控除される所得税額	167,287円